

令和6年
6月15日発行
第55号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式が、2月5日太田市役所で行われました。
農業者の模範となる業績が認められ、次の通り表彰されました。



優良農業者表彰者

個人

小林	良孝さん	(龍舞町)	米麦
田畑	公則さん	(龍舞町)	米麦
武内	光敏さん	(新野町)	野菜、米
須藤	征俊さん	(菅塩町)	米麦
大竹	孝夫さん	(徳川町)	野菜
久保田	泰成さん	(大久保町)	野菜

団体

緑町「水・農・里保全」協議会
ブリックスナイン研究会

農業後継者報奨者

藤生 琢也さん (藪塚町) 野菜



若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金に加入しましょう!

- 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金

+

農業者年金

- 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事

60歳未満

※60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入被保険者も加入可能です。

- 農地の権利名義を持たない家族農業従事者の方も加入できます。
- 積立・確定拠出型年金です。(自分で年金資産を積立・基金で運用)
- 保険料は月額2万円～6万7000円の範囲でいつでも見直しができます。(1000円単位)
- ※35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも加入できます。(上限6万7000円)
- 終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を!

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。
農業者年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。



現況届が 届く時期は...

現況届の用紙は、**5月末日ごろ**に直接受給者ご本人宛てに送付しました。

現況届の 提出時期は...

現況届は、**6月中**(土・日曜日を除く)に**農業委員会**に必ず提出してください。

現況届の 提出を忘れると...

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、**年金の支払いが差し止められます**のでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
 - 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員または株主となっていない。
 - 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。
もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
- ※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります**ので、事前に農業委員会にお問い合わせください。

太田市農地賃借料情報



令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下の通りです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。

田の部 (単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,300	12,000	5,000	220
尾島地区	5,700	10,000	2,900	30
新田地区	4,600	7,500	2,500	144
藪塚地区	6,300	10,000	5,000	15
(参考)市全体平均	6,200	—	—	409

畑の部 (単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	6,800	12,000	3,000	50
尾島地区	5,400	10,000	3,000	42
新田地区	7,000	10,600	3,000	163
藪塚地区	17,100	40,000	9,400	79
(参考)市全体平均	9,200	—	—	334

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また、各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和6年度太田市農作業参考料金表

作 業 名			単位	税込単価(円)
トラクター	水田耕起		10a	6,820
	畑耕起		10a	6,820
	深耕ロータリー		10a	17,600
	プラウ		10a	6,160
水稲作業	代かき		10a	7,560
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)		1m	52
	耕起から代かき		10a	14,070
	育苗(うるち)	出芽	1箱	430
		硬化	1箱	800
	田植え	普通植	10a	8,620
		施肥付	10a	9,940
	コンバイン		10a	19,580
	乾燥		60kg	1,320
	粃すり		60kg	940
	稲刈りから乾燥調製		10a	37,510
	薬剤散布		10a	2,420
麦作業	施肥・播種		10a	4,250
	ロータリーシーダー播種		10a	9,350
	麦ふみ(鎮圧)		10a	2,310
	コンバイン		10a	19,580
	乾燥		60kg	1,320
	薬剤散布		10a	2,420
その他の作業	米・麦運搬		10a	2,200
	臨時雇賃金	一般作業	8時間	8,400
		軽作業	1時間	1,050

※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してください。

※軽作業料金は近隣市町の平均を明示し、群馬県最低賃金を下回らないようにしています。

令和5年度

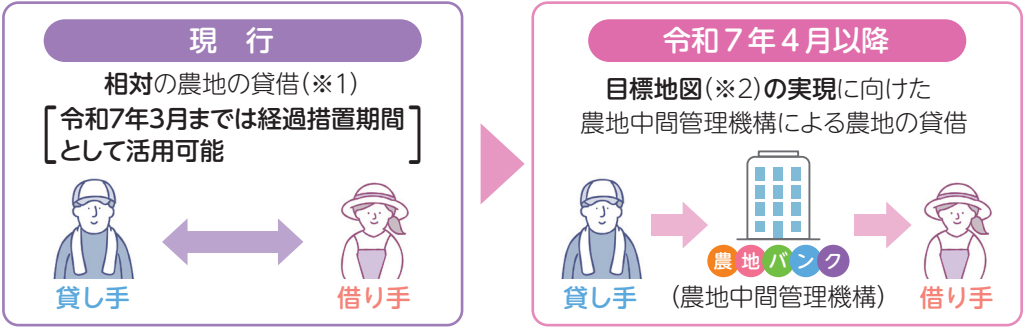
農地パトロール(利用状況調査)結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。遊休農地の面積は下表の通りです。

田	畑	合 計
56.1ha	30.6ha	86.7ha

農地の貸し借りが農地中間管理機構を通した契約に一本化されます

令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地の貸借の仕組みが変わります。



- ※1 市が作成する農用地利用集積計画(青紙の申請書)
- ※2 市で作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した地図

変更のポイント

- 令和7年4月以降(地域計画策定後)から、農用地利用集積計画に基づく相対による農地の貸借ができなくなります。
- 農地中間管理機構は、地域計画の目標地図に基づいた貸借を行います。
- 農地中間管理機構による出し手と受け手のマッチングは廃止されます。

農地中間管理事業を活用した場合のメリット

貸し手のメリット	借り手のメリット
- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる - 貸した農地は、貸付期間終了後、返還されるので安心 - 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる場合がある	- まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできる - 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払いや契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる - 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

契約の始期が令和6年10月20日の申請は今まで通り利用権設定の手続きができます。

申請書提出期限 令和6年7月31日(水) 申請書は、農業委員会事務局にあります。(農業委員会では受け付けている利用権設定は、令和6年7月31日(水)で受付を終了します。)

提出場所 農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員

契約の始期が令和7年5月20日の申請は農地中間管理機構を通した手続きになります。

申請書提出期限 新規の契約：令和6年12月27日(金)

※期限を過ぎた場合は、令和7年10月20日の契約始期となります。

更新の契約：令和7年2月28日(金)

(利用権設定が終期を迎える農地を引き続き貸し借りする場合)

申請書は、農業政策課にあります。

提出場所 農業政策課(農業委員会事務局では受け付けません)

注意事項

- 受け手が決まっていない場合や、契約条件等が調整できていない場合は、受付ができません。
- 相続未登記農地の場合、申請人との相続関係が分かる書類(相続関係図等)の提出が必要です。

詳しくは、農業政策課(☎ 0276-20-9714)までお問い合わせください。